

申告はお早めに



の申告時期が やってきました

次のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告、または市・県民税の申告が必要です。早めに申告書を提出しましょう。

問合せ 市税務課市民税担当 (☎65・2124)、西尾税務署 (☎57・3111)

確定申告が必要な方

- ・給与所得がある方で、
 - ①給与の年間収入金額が2000万円を超える方
 - ②給与を1か所から受けていて、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える方
 - ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える方
- ・公的年金等に係る雑所得のみがある方で、所得控除を差し引くと残額がある方
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、申告する必要はありません。
- ・事業所得、不動産所得、不動産や株式の譲渡所得など

との合計が20万円を超える方

がある方で、所得金額の合計から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額がある方

※他にも確定申告が必要な場合があります。確定申告の必要がない場合でも、還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

市・県民税の申告が必要な方

29年1月1日現在、市内在住で、次の①②のいずれにも該当しない方は、所得金額の多少にかかわらず市・県民税の申告が必要です。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②所得が給与所得または公的年金のみで、勤務先などから給与支払報告書・公的年金等支払報告書が市役所へ提出されていて、年末調整

や扶養の届け出をして所得税が精算されている方

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得が20万円以下であるため確定申告の必要がない方でも、源泉徴収票に記載された所得控除（配偶者控除、社会保険料控除など）以外の所得控除（医療費控除、生命保険料控除、国

民健康保険税・介護保険料などの社会保険料控除等）の適用を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

国民健康保険加入者で、所得が少なかった方やなかった方は、国民健康保険税の軽減が受けられる場合がありますので、申告してください。

確定申告について

問合せ先 西尾税務署 (☎57・3111)

申告の受付日時と会場

日時 2月16日(木)～3月15日

(水) 午前9時～午後5時

※受け付けは午後4時まで。
土・日曜日、祝日を除く。

場所 J A西三河事務センター
ー (齊藤町上吹11-1)

その他

① 混雑時は、早めに受け付けを終了する場合があります。

② 受付日以前に税務署で申告相談する場合は大変混雑しますので、期間中に申告会場へお越しください。税務署に電話でも相談できます。また、期間中、税務署では申告書の作成指導はしません。

③ 申告書は郵送などで西尾税務署 (〒445186 02住所不要) へ提出することもできます。

申告に必要なもの

・マイナンバーカード (個人番号カード)

※持っていない方は、マイナンバーが記載された書類 (通知カードなど) と本人確認ができる書類 (自動車運転免許証など)

- ・印鑑
- ・確定申告書
- ・所得金額の算定の基となるもの (源泉徴収票など)
- ・所得控除を受けるために必要な書類
- ・ご本人の預貯金口座番号の分かるもの
- ・税務署からのお知らせがき など

申告期限と納期限

▼ 所得税及び復興特別所得税
・ 贈与税 3月15日(水)

▼ 個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(金)

各税金は、□座振替または電子納税の方法か、金融機関で納付してください。

□座振替の場合、所得税及び復興特別所得税は4月20日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月25日(火)に引き落とししますので、あらかじめ残高をご確認ください。

自宅のパソコンで申告書を作成できます

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成した申告書は、e-Taxで電子申告または印刷して郵送などで提出できます。

J A西三河事務センター位置図



休日申告相談

日時 2月19日(木)・26日(日)

午前9時～午後5時

※受け付けは午後4時まで

場所 刈谷税務署 (刈谷市若松町1丁目46-1)

その他 混雑時は、早めに受け付けを終了する場合があります。



市・県民税の申告について

問合せ先 市税務課市民税担当 (☎65・2124)

申告の受付日時と会場

日時 2月16日(木)～3月15日

(水) 午前9時～11時30分、

午後1時～4時

※土・日曜日を除く。

場所 市役所多目的室(1階)

その他

①市・県民税の申告のみ受け付けます。

②申告書は郵送などで市税務課市民税担当(〒44518501住所不要)へ提出することもできます。

申告に必要なもの

・マイナンバーカード(個人番号カード)

※持っていない方は、マイ

ナンバーが記載された書類(通知カードなど)と本人確認ができる書類(自動車運転免許証など)

・印鑑

・給与・公的年金等の源泉徴収票

・営業・農業・不動産などの収入や経費が分かるもの

・社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険税、後期

高齢者医療保険料、介護保険料など)や生命保険料、

地震保険料などの支払額証明書

・国外居住親族に係る親族関係書類や送金関係書類(国外居住親族に係る扶養控除などの適用を受ける方のみ)

・寄附金の受領証

・障害者手帳

・医療費の領収書

※医療費の合計額を計算の上、お越しくください。

・昨年の申告書の控え など

出張申告会場

期日 下表のとおり

開設時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

期日	場 所	対 象 校 区
2月1日(水)	三和ふれあいセンター(2階)	—
2日(木)	矢田ふれあいセンター(1階)	—
3日(金)	米津ふれあいセンター(1階)	—
7日(火)	室場ふれあいセンター(2階)	—
8日(水)	西野町ふれあいセンター(1階)	—
9日(木)	寺津ふれあいセンター(1階)	—
10日(金)	西尾勤労会館(1階)	—
13日(月)	幡豆いきいきセンター(2階)	東幡豆小学校区
14日(火)	幡豆いきいきセンター(2階)	幡豆小学校区
15日(水)	一色支所(3階)	一色西部小学校区
16日(木)	一色支所(3階)	一色東部小学校区
17日(金)	一色支所(3階)	一色南・中部小学校区
21日(火)	吉良町公民館(3階)	横須賀小学校区
22日(水)	吉良町公民館(3階)	白浜・荻原小学校区
23日(木)	吉良町公民館(3階)	吉田・津平小学校区
3月3日(金)	佐久島開発総合センター(1階)	—

その他

①一色・吉良・幡豆地区では、初日に混雑が予想されるため、小学校区ごとに日程を割り振っています。都合が悪い場合は他の期日にお越しくください。

②今年度から、JA西三河本店では受け付けません。

※佐久島開発総合センターは午前10時～11時30分のみ開設します。

れるため、小学校区ごとに日程を割り振っています。都合が悪い場合は他の期日にお越しくください。

出張申告会場での注意事項

・次のいずれかに該当する場合、出張申告会場では確定申告の受け付けはできません。

- ①過年分申告 ②青色申告 ③分離課税申告(譲渡所得や退職所得など) ④損失申告 ⑤準確定申告 ⑥住宅ローン控除 ⑦事業・不動産所得があり、合計収入が1,000万円を超える方 ⑧外国通貨の所得

⑨雑損控除 ⑩居住形態等に関する確認書が必要な方(外国籍で非永住者だった期間がある方) など

- ・事業所得や不動産所得の申告をする方は、収支内訳書を作成の上、お越しくください。
・混雑時は、午前の受け付けを早めに終了する場合があります。

申告書などの発送時期

市役所から発送するもの

市・県民税の申告書

…1月中旬

・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせ

…1月下旬

税務署から発送するもの

・所得税の確定申告書または「確定申告のお知らせ」の案内はがき

…1月下旬～2月上旬

※申告の際に持参してください。手書き用の確定申告書、収支内訳書などは西尾税務署に用意。国税庁ホームページでダウンロードもできます。



日本年金機構から
発送するもの

・公的年金等の源泉徴収票

…1月中

※年金基金などの源泉徴収票は各加入団体から発送されます。発送日は各加入団体へお問い合わせください。

・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

…昨年11月に発送済み

※国民年金保険料の納付済額と公的年金等の源泉徴収票が発送されたかどうかの確認は、刈谷年金事務所（☎0566・21・2115）へお問い合わせください。

その他

給与の源泉徴収票は勤務先から、生命保険料や地震保険料の支払証明書は各加入会社から発行されます。発行日や内容などの確認は、勤務先または各加入会社へお問い合わせください。

その他

住宅ローン控除額が
引ききれなかった方へ

所得税の

住宅ローン

控除可能額が所得税額を上回って控除しきれなくなった場合、その



金額を翌年度の市・県民税（所得割）から控除することができます。対象は平成11年～18年、21年～31年6月30日に入居した方で、勤務先の年末調整または確定申告で「住宅ローン控除」を申告することで適用されます。

記帳・帳簿などの
保存制度の対象者拡大

26年1月から、事業所得や不動産所得、山林所得を有する全ての方（所得税確定申告の必要がない方を含む）に、記帳と帳簿書類などの保存が義務付けられました。

ふるさと納税に係る寄附金
控除の申告漏れにご注意

ふるさと納税をして、ワンストップ特例の適用を申請した方でも、次の①②などに該当する方は、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

①確定申告をする方
医療費控除などの適用を受けるために確定申告をする場合は、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金も、医療費控除などと併せて申告する必要があります。

②ふるさと納税先が6団体以上ある方



税の申告 ママ知識



Q 市・県民税の申告会場が混雑しないのはいつですか？

A 市役所多目的室の1週目は混雑が予想されます。2週目以降で、午前よりも午後が狙い目です。

Q 還付申告の開始時期はいつですか？

A 還付申告書は確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

Q 扶養に入っていないも、市・県民税は課税されますか？

A 扶養に入っている方も、人的控除がない場合、給与収入が93万円を超えると市・県民税の均等割が課税されます。

Q 申告でよくある忘れ物は何ですか？

A 年金の源泉徴収票です。年金の額改定通知書と間違える方が多くいます。